

タジマ食品工業株式会社

一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法一体型）

女性社員が活躍でき、働きやすい職場環境の整備を行い、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい職場環境をつくることによってもてる能力を十分に発揮できるように、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年8月1日から2029年7月31日

2. 目標と取組内容

目標1 育児休業及び育児短時間勤務制度の取得促進

- ・2024年8月～ 従業員の育児休業及び育児短時間勤務制度の取得促進を図る。定期的に育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業 給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。また、育児休業等取得予定従業員に対しては、事前に詳細な説明をする。
- ・2024年8月～ 育児休業および育児短時間制度を取得しやすい環境作りに努める。

目標2 結婚、出産や育児、介護等を理由に退職した社員に対する再雇用制度の導入

- ・2024年8月～ 結婚、出産や育児、介護等による休業中の従業員に対して、職場の状況や業務内容の変更などの情報提供を継続的に行う。また、職場復帰前に対象従業員の不安や要望を把握するためのヒアリングを実施する。
- ・2024年12月～ 結婚、出産や育児、介護等を理由に退職した社員に対する再雇用制度の導入

目標3 男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数を80%以上とする。

- ・2024年8月～ 2024年4月に設置したWLB&HR推進室が中心となり、多様な人財、とりわけ女性従業員が安心して意欲的に活躍できる職場づくりを推進させる取り組みとして定期的に茶話会を開催して、ウェルビーイングな未来を創造するための意見交換の場を設ける。また、社員のキャリア形成のための研修計画を立案し、相談と支援を行う。

☆一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法一体型）の公表の方法

「自社ホームページ」を活用

厚労省データベース掲載

☆一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法一体型）の労働者への周知の方法

事業所内の見やすい場所への掲示又は備え付け